

自然農法の田んぼの共同オーナー制度 説明書

農健について

静岡県西部にある磐田市で持続可能な農業を目指し、「人の健康と地域の環境を守る」という理念のもと、お米や野菜の生産、加工、販売を営む農業生産法人です。

近年では、農薬や肥料を使用しない自然農法の作物づくりにも積極的に取り組み、農の楽しさを多くの方に体験していただけるよう、様々な農業体験や自然農法セミナー、農健ならではのオリジナル企画ワークショップなども行っております。

現在、日本をはじめ地球全体が抱えている環境問題や食料問題、農業人口の過疎化などにどう取り組んでいくかを、模索しながら、地域の環境や生き物、地元の人々、農業者、事業者、参加者、みんながハッピーになれる、農健だからこそできる新しいプロジェクトを提案し、取り組んでいきたいと思っています。

課題・問題

- ・農薬や化学肥料による環境汚染と健康被害
- ・農家減少による農作物の自給率の低下
- ・米離れ・外国産の安価なお米が主に流通していること
- ・毎日、食べ物が大量廃棄されていること



農健の取り組み

- ・自然農法を普及し、その地域の水・土・空気・生き物を守る。
- ・気軽に参加できる農業体験などを開催し、農に興味を持つ若者や農業従事者を増やす。
- ・農業体験を通して、安心安全なお米を自給できるようにしていく。国産米の自給率を上げ、国内消費を目指す。
- ・お米作りを通して、大自然の恩恵を感じ、食べ物の価値やお米の美味しさや大切さを伝えていく。

現在開催中または開催を予定している農健の活動

- 【毎月開催中】三浦伸章さんのおもしろ自然農法セミナー（三浦伸章さん）
- 【2016年10月スタート】菜種栽培ワークショップ「菜種油のなたねをつくろう！」（三浦伸章さん、ほうろく菜種油 杉崎学さん）
- 【毎年2月】味噌作りワークショップ（三浦伸章さん）
- 【毎年3月～4月】醤油作りワークショップ（三浦伸章さん、栄醤油醸造）
- 【2017年5月スタート】自然農法の田んぼのオーナー制度（農健社長 砂川利広、三浦伸章さん）
- その他、2017年1月には三浦伸章さんと岡本よりたかさんのコラボセミナーやいろいろなオリジナルイベントを企画中

今後開催予定のイベント詳細は[こちら](#)をご覧ください。





自然農法の田んぼの共同オーナー制度とは

お客様と農健が協力してお米の栽培を行う制度です。

現在では農地法により、農家でない一般の方が農地を借りたり、買ったり、お米を栽培することはできません。

また、農機具を一から揃えるコスト面やお米の栽培技術の面でも、とても難しいとされています。

そこで考えられたのが田んぼのオーナー制度です。農家とお客様が栽培契約という形でお米の栽培ができます。

講師の自然農法家 三浦伸章さんのご指導のもと、田んぼのオーナー契約したお客様が中心となってお米の栽培を行い、農健は栽培の指導や補助、管理をお手伝いします。

農健で行う田んぼの共同オーナー制度では、区画割りは致しません。1つの田んぼを、ご契約していただいたオーナーのみなさんで（共同で）協力して作業をしていきます。

オーナー契約のお申し込みは一口 1アール（約 100㎡）からとして、一人もしくはひと家族、ひとグループでお申し込みいただけます。田んぼで収穫したお米はすべてオーナー様のものです。（自然災害を除いては、玄米で30kgの最低保証付き）

この制度を通して、昔のようにみんなで農作業を行い、自然と人々が協同で創造する楽しさや喜びを味わえたらと願っています。

※本制度は土地へ入っての作業を許可するもので、土地の賃借権は発生しません。



【栽培管理責任者】農健社長 砂川利広

21歳で就農し、従来の慣行栽培では、環境に負荷がかかり、いずれはかならず人間に返ってくるという想いから、すべての田んぼを減農薬栽培に切り替えました。失敗を繰り返し、ようやく減農薬栽培の技術確立。2010年からは完全無農薬、2014年より農薬も肥料も施さない自然農法栽培に踏みきりました。現在も作物と向き合いながら常に挑戦を続けています。米・野菜作り歴33年。

【講師】三浦伸章さん

自然農法普及員。静岡県を中心に自然農法を34年以上に渡り農業従事者や自然農を目指す人に指導されています。作物や土の視点を捉えたわかりやすく造詣に富んだ指導は沢山の人の支持されています。また自らも自然農法での稲や野菜を作り続けている実践派。最近では東南アジア圏での指導もスタートし、日本のみならず世界へ向けて自然農法の普及に励みながら、土と植物と生命のつながりを伝え、医・農・食・芸術・文化の創造と融合を目指しています。和歌山県有田郡出身。



自然農法の米作りとは

○農薬や肥料を使用せず、自然に寄り添い、できるだけ環境に負担をかけない栽培方法

○完全無農薬で循環型の環境にやさしい苗づくり

・農薬や既存の肥料を使用せず、前年に耕作した田んぼの作土と自家製の籾殻燻炭（お米のモミを炭にしたもの）と米ぬかを混ぜてオリジナルの苗土を作っています。

・お米の種（種籾）は、殺菌剤などを使用せず、温湯で殺菌消毒をしています。

○水・土・空気を守る取り組み

・浄化作用のあるマコモ・籾殻燻炭・炭などを活用する

○植物、生き物を大切にし、共存する

・除草を手伝ってくれるジャンボタニシとの共存。

・微生物が活性できる環境を整える。

・雑草の根が崩れやすい畔を補強してくれる。除草剤を使わず、根を残して畔の草を刈る。

・彼岸花を植え、モグラやネズミから作物を守る。

○自家採種をして種をつないでいく。

農健の米作りについての詳細はこちらをご覧ください。→[リンク](#) お米の販売ページ（農健のお米と他のお米の違い）

オーナーの参加回数と作業内容の詳細

参加回数は、少なくとも全部で5回です。③の草取り・草刈り・補植は何度お越しいただいても結構です。できるだけご協力をお願いします。

万が一急用や体調面で参加できない場合は、農健のスタッフが作業を代行いたします。その場合、オーナー会員費用とは別途で作業委託料が発生します。ご了承ください。

① 5/13（土）10:00～12:00 **オリエンテーション**・・・お米ができるまでの話、今後の流れや約束、注意事項など。

13:00～15:00 **播種**・・・苗土を入れて、種籾をまく ※雨天決行（作業委託料

② 6/3（土）10:00～12:30 **田植え**・・・稲の苗を田んぼに定植する。 ※雨天決行

12:30～14:00 **昼食**

※昼食付き（農健の栽培米・お味噌汁をご用意いたします。おかずは一品持ち寄りをお願いします。）

③ 7月～9月 **草取り・草刈り・補植**・・・田んぼに生えた雑草を抜く。畔の草刈りをする。稲の苗を補植する。

※こちらで設定しているスケジュールの中から選んでお越しくください。1～2回は参加必須。

→2回以上参加いただいても構いません。来られる際は必ず事前にご連絡ください。

③ 10/14（土）10:00～16:00 **稲刈り・稲掛け**・・・手鎌で刈って収穫し、天日乾燥する。

※雨天の場合、延期。第1振替日 10/15（日）、第2振替日 10/21（土）

④ 10/28（土）10:00～16:00 **脱穀**・・・稲穂から種籾を外す。 ※雨天決行

栽培状況は

随時、ブログと

Facebookの

非公開のグループで

お知らせします。



お米の品種と栽培スケジュール

品種は「あいちのかおり」です。

品種特性・・・コシヒカリ系統の「ミネノアサヒ」と「ハツシモ」を交配して1977年に誕生しました。
名前から示すように、愛知県で生まれたお米となります。

味の特徴としては、適度な粘り気とお米本来の芳醇な香りがあり、クセのないバランスのとれた食味でありながら、かめばかむほどに味わいがあります。ごはんの色ツヤもよく冷めても美味しくいただけるので、おむすびやお弁当にも合います。 また主張しすぎないので、お寿司やチャーハン、どんなおかずも引き立てます。

米作りの年間栽培スケジュール

「米作り八十八手間」と言われるほど、お米が実るまでにたくさんの手をかけます。そのお米作りのお仕事を要約した年間スケジュールです。

年/月	日/作業内容	作業者 (欠席の場合の作業委託料)
2016/11	1日(火) 田んぼのオーナー募集開始 燻炭作り、畔ぬり	オーナー 農健
2016/12~2	苗土上げ	農健
2017/1~2	堀さらい、脱芒(だつぼう)	農健
2017/2	28日(火) 田んぼのオーナー募集締め切り	
2017/3	苗土こなし、育苗器の組み立て	農健
2017/4		
2017/5	温湯消毒、切り返し・代掻き・畔除草 13日(土) ①オリエンテーション(10:00~12:00)・ 播種(畔除草)(13:00~15:00)	農健 オーナー (3000円)
2017/6	3日(土) ②田植え(10:00~12:30) ※雨天決行 水管理	オーナー (3000円) 農健
2017/7	【草取り日】14日(土) ○☆・28日(土) ○☆ ③田の草取り・畔草刈り・補植(○10:00~12:00、☆15:00~17:00) 水管理、中乾かし	オーナー (1回 3000円) 農健
2017/8	【草取り日】11日(土) ○☆・25日(土) ○☆ ③田の草取り・畔草刈り・補植(○10:00~12:00、☆15:00~17:00) 水管理	オーナー (1回 3000円) 農健
2017/9	【草取り日】8日(土) ○☆・22日(土) ○☆ ③田の草取り・畔草刈り・補植(○10:00~12:00、☆15:00~17:00) 水管理、秋乾かし	オーナー (1回 3000円) 農健
2017/10	14日(土) ④稲刈り・稲掛け(10:00~16:00) ※雨天の場合延期 第1振替日 10/15(日)、第2振替日 10/21(土) 28日(土) ⑤脱穀(10:00~16:00) ※雨天決行 ※保険加入	オーナー (5000円) オーナー (5000円)
2017/11	オーナー米 乾燥、粳摺り、色選、袋詰め、発送作業 稲刈り後、荒耕し、燻炭作り、畔ぬり オーナー1年契約終了。継続する方は手続きをお願いします。	農健 農健 オーナー

オーナーの費用について

○ 入会費（初年度のみ） ¥4,000

○ 年会費 1口=1アール(100㎡) ¥37,800(税込) ※2口目以降 ¥32,400(税込)

【お米の保証について】

※ 自然災害を除いては、玄米で30kgの最低保証付きです。

※ 収穫したお米すべてオーナーさまのものです。1アールあたり35～40kg収穫できることもあります。

しかし天候不良や異常気象、天災等により、オーナーさまの田んぼの収穫量が30kgを下回った時は、その不足分を農健で栽培している他の田んぼのお米（基本的には自然農法栽培のあいちのかおり）で補います。自然農法栽培のあいちのかおりで不足分を補えない場合は、他の品種で補います。

万が一、大きな自然災害が発生して農健の所有する全田んぼが台風や地震、津波、洪水などの天災でお米が収穫できなかった場合は、保証ができないこともあります。あらかじめご了承ください。

【会費に含まれるもの】

- ・ 播種、田植え、草取り、稲刈り、稲掛け、脱穀の指導料
- ・ 種籾代、苗土代
- ・ 育苗、苗、田んぼの管理費
- ・ 籾乾燥、籾摺り、色選、お米の冷蔵保存、精米にかかる費用など

【会費に含まれないもの】

- ・ 農健までの交通費、飲食費、昼食費、(近隣の宿泊施設に宿泊される方のみ) 宿泊費、遠方からお越しの方、あるいは交通手段の都合上宿泊を必要とされる方には、農健の事務所で宿泊していただくか、地元の宿泊施設をご紹介します。
- ・ 自己都合で作業を欠席された場合の作業委託料。
- ・ 収穫したお米の発送料金

※収穫したお米の送料は別途必要になります。農健に直接取りに来られる方は、送料はかかりません。

※11月より発送開始予定。(佐川急便を利用します。)

送料 1回につき600円(お米30kgまで) ※30kgの米袋と袋詰め代は無料です。

※お米が30kg以上収穫できた場合、30kg袋と残りの小さなお米袋1枚は無料です。

- ・ 収穫したお米を小分けする場合の米袋代

小分けの米袋追加の場合 60円/枚(米袋 1kg、2kg、3kg、5kg、10kg、15kg)

小分けの米袋に袋詰め代 100円/袋

お支払い方法

お申込みをされましたら、お申込み後1週間以内に農健より「田んぼオーナー会員お申込み完了メール」を送ります。その際にお振込み先もご案内いたします。2月28日までに所定のお振込み先に費用をご入金いただき、ご入金を確認できた時点で成約となります。その際かかる振り込み手数料はオーナーさまのご負担でお願いします。

※一度お支払いいただいた会費は、いかなる場合でも返金はできませんのでご了承ください。

【お申込み方法】 こちらの説明書をよくお読みいただきから、[お申込みフォーム](#)をダウンロードして、必要事項をご記入ください。プリントアウトしてFAXでお送りいただくか、そのままWord形式でメールに添付いただきますよう、よろしくお願いいたします。

FAX 番号：0538-86-3973 **メールアドレス：info@noken-iwata.co.jp**

【お申し込み期間】 2016年12月1日(木)～2017年2月28日(火)

田んぼのオーナーの約束事

1. 次の禁止事項は遵守して下さい。
 - ① 自然農法（無農薬・無肥料栽培）を原則としますので、病害虫などが発生しても、独自の判断で勝手に薬品などを散布しないでください。
 - ② 田んぼの中や田んぼの周辺に生きものを持ち入れないでください。また田んぼの中、周辺に生息している生きものを傷つけないでください。
 - ③ 田んぼの水管理は農健で責任をもって行いますので、水口や排水溝は触れないようにお願いします。
2. 田んぼへの移動は、基本的には農健に車を駐車して、徒歩でお願いします。
 - ① 田んぼへ徒歩で移動する時、車の邪魔にならないように道の端を歩き、車に十分気を付けて移動してください。万が一、車で田んぼまで行かれる場合は、農健のスタッフにお知らせいただき、駐車の方の指示に従ってください。
3. 鍬や鎌などの農具はけがをする危険があるので、次の点に注意して下さい。
 - ① オーナー水田での作業は人力作業を原則とします。農作業に必要な鍬や鎌などの道具はすべてお貸しいたします。必ず貸出書に
①借りる人の名前 ②借りる日時 ③農具の種類 ④数を記入し、返却時は数を確認して、サインをしてください。
 - ② 農具などは大切に扱って下さい。また、使い終わったら洗ってもとの位置に戻して下さい。
 - ③ 農作業は十分に注意して行ってください。周囲の人に農具や資材があたらないように注意してください。特に鍬、鎌など柄の長い危険な農具を扱うときは、近くの人や自分自身に対しても十分注意を払ってください。
 - ④ 使用途中の鍬や鎌を放置すると思わぬ事故につながるので、置き場所や置忘れのないよう必ず管理に十分注意して下さい。
4. 自分（自分達）の農地であるという気持ちで責任を持って楽しく農作業をしましょう。
5. 次の点についてご協力をお願いします。
 - ① 農健の水道を利用するときは、節水を心掛けてください。
 - ② 他のオーナーや地元の住民、指導者と仲良く付き合い、困っている人がいたら声を掛け助けてあげてください。
 - ③ 田んぼの中や周辺、水路によくゴミが落ちています。特に水路の溝に枯れ草や刈った後の草、ゴミが落ちてると水の流れが止まり田んぼに水が入りません。積極的に拾い地域の環境美化にご協力をお願いします。
拾ったゴミは、農健に持ち帰っていただき、所定の場所に捨ててください。
 - ④ 農健の田んぼと他の田んぼを間違えやすいので、十分に気をつけてください。（特に慣れていない家族を連れて来られた際など）農健の田んぼは印を立てていますので確認して田んぼに入るようにしてください。他の田んぼには無断で入らないで下さい。
 - ⑤ 7月～9月の間に、農健で設定している草刈り日に少なくとも1～2回は参加してください。田んぼの中の草取り、田周り（畦：あぜ）の草刈り、補植を行います。2回以上参加頂ける方は、ご自由にご参加下さい。草取りや草刈りは雑草の見分け方やあぜ草の刈り方などがありますので、その方法をご指導しますので、守って行って下さい。
 - ⑥ 夏の炎天下の慣れない農作業は、身体に負担がかかる場合があります。健康管理には十分気を付けて下さい。
夏の暑いときは帽子や飲み物を必ず持参してください。長時間無理な作業をせず、木陰などで適度に休憩を取りながら行ってください。また、体調がすぐれない時は、無理に作業をしないで下さい。
 - ⑦ 畦が壊れないように畦を大切にして下さい。もし畦が壊れたり、水漏れやその他の異常に気づいたら、補修が必要ですので、必ず農健のスタッフにお知らせいただくようご協力をお願いいたします。
 - ⑧ 田んぼ内は禁煙です。また、飲酒もお断りしています。おタバコを吸われる方は、周りの方に煙がいかないように十分配慮してください。また、吸い殻は必ず持ち帰り、責任を持って火の後始末を行ってください。
6. ①播種、②田植え、③草とり・草刈り・補植、④稲刈り・稲掛け、⑤脱穀に参加していただくことが原則です。田起こし、代掻き、育苗、水の管理など、その他の作業は農健で行います。
7. やむを得ず、作業日に欠席される場合は、必ず事前にご連絡下さい。その場合、農作業1回につき委託料（別紙の栽培スケジュールに記す）が発生します。農健のスタッフがオーナーさまに代行して農作業を行います。
8. オーナーになられた方には、オーナー料金を指定する日までにお支払いいただきます。自己都合により途中解約されてもオーナー料金は払い戻しいたしませんので、ご了承ください。また、期日までにお支払いいただけない場合には、オーナーになる意志がないものとみなし、オーナー資格を無効といたします。

農業生産法人 農健 自然農法の田んぼの共同オーナー制度のオーナー会員契約書

(目的)

第1条 この契約書は農業生産法人株式会社 農健（以下「甲」とする）が企画する「田んぼのオーナー制度」を利用し、甲と田んぼのオーナー会員（以下「乙」とする）が面積によるお米の契約栽培をすることに関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象水田)

第2条 本契約の対象となる水田の位置及び面積は別紙記載の通りとする。(以下「対象水田」とする)

(オーナー会員の費用等)

第3条 乙は対象水田に入って、甲の指導を受けて農作業を体験する。別紙に記載している入会費（初年度のみ）とオーナー会員の年会費を契約時に甲の指定するゆうちょ銀行口座に振り込みにて支払うものとする。

(契約期間)

第4条 本契約の期間は平成29年3月1日から平成29年11月30日までとする。

(契約の解除)

第5条 乙の責任に帰する次の各号に該当するときは、甲は契約を解除することができるものとする。

その場合、一度乙から納入いただいた入会費、年会費は返金しないものとする。

- (1) 乙が契約の解除を申し出たとき。
- (2) 正当な理由なく農健が定める農作業日に乙が無断で欠席したり、1ヶ月以上連絡がとれなくなったとき。
- (3) 乙が契約に違反し、本制度の説明書の約束事に従わなかったとき。
- (4) 乙が周囲の田畑、他のオーナー会員などに迷惑を及ぼし、かつ甲の指示にも従わなかったとき。

(契約書細則の遵守)

第6条 乙は甲が企画する自然農法の田んぼの共同オーナー制度の本説明書の内容を理解し、遵守することに同意します。

(その他)

第7条 本契約に定めない事項は甲・乙協議の上、誠実に対応し定めるものとする。

上記契約を証するため、甲・乙記名押印の上、各々1通を保有する。

(水田主) 甲 住所： 磐田市長須賀240-1
氏名： 農業生産法人 株式会社 農健
代表 砂川 利広 印

(オーナー会員) 乙 住所：
氏名： 印

農業生産法人 株式会社 農健

〒438-0069 静岡県磐田市長須賀 240-1

電話番号 0538-37-0778 (平日 8:00~17:00 受付)

FAX 番号 0538-86-3973 (24時間 365日 受付)

メールアドレス info@noken-iwata.co.jp

ホームページ <http://noken-iwata.co.jp>

担当 上東美奈子(じょうとうみなこ)・香具佐和子(こうぐさわこ)

商品や栽培について、詳しいこと、ご不明な点、イベント情報などお気軽にお問合せください。